

デイサービスセンターみその(介護予防・生活支援総合事業における第1号通所事業)

◆ご利用にかかる料金(月額:円)

平成30年4月現在

区分	算定項目	要支援 1	要支援 2	事業対象者
サービス利用に係る自己負担額	基本サービス費	1,647円	3,377円	サービスの利用回数に応じて、要支援1又は要支援2と同額
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	24円	48円	
	※口腔機能向上加算	150円		
	※運動機能向上加算	225円		
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス利用に係る自己負担額の計×5.9%		
食費に係る自己負担額	1食につき	500円		

※印の加算は対象者の方のみ加算されます。

デイサービスセンターみその(通所介護)

◆ご利用にかかる料金(1回あたり:円)

平成30年4月現在

区分	算定項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用に係る自己負担額	基本サービス費	558円	660円	761円	863円	964円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6円				
	※入浴介助加算	50円				
	※個別機能訓練加算(Ⅱ)	56円				
	※栄養改善加算(1回につき 月2回限度)	150円				
	※口腔機能向上加算(1回につき 月2回限度)	150円				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス利用に係る自己負担額の計×5.9%				
食費に係る自己負担額	1食につき	500円				

※印の加算は対象者の方のみ加算されます。

(上記、料金に加算される金額)

☆通常のサービス提供地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常のサービス提供地域を越えた地点から路程1kmあたり30円を実費として徴収致します。

※通常のサービス提供地域とは、東広島市高屋町・西条町・八本松町・志和町・河内町とさせていただきます。

※一定以上の所得のある方は利用者負担が(介護保険の2割)になります。

※所得の状況に応じて、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用を受けることができます。

(注意)上記の表示金額は、利用者が負担する料金(介護保険の1割)です

1単位=10円で算出した概算料金(目安)です。実際には地域区分7級地適用により1単位10.14円で計算されます。